川崎市中原区選挙管理委員会告示第２０号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成１８年川崎市中原区選挙管理委員会告示第１８号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和８年６月３０日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長　　白　井　　精　一

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成１８年川崎市中原区選挙管理委員会告示第１８号）の一部を次のように改正する。

第１４条の表中

「

１　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （１）電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第２条第１項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 （２）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 （３）個人番号カードの委員会への提示又は行政手続における特定の個人を識別するため

	の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の２第６項の規定による同法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録の委員会への送信

」

を

「

１　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （１）電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第２条第１項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 （２）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 （３）個人番号カード、特定在留カード（出入

	国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）の委員会への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の２第６項の規定による同法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録の委員会への送信

」

に改める。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。